

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税等更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(藤沢税務署長)

令和6年3月13日棄却・控訴

判 決

原告	A
同訴訟代理人弁護士	香月 裕爾
同	小林 多希子
同訴訟復代理人弁護士	小野 太郎
同	江口 響
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	藤沢税務署長
	白田 徳秀
被告指定代理人	別紙1「指定代理人目録」記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

以下では、納付すべき税額が増加する方向(還付金がある場合に、その額に相当する金額が減少する方向)をプラス、納付すべき税額が減少する方向(還付金がある場合に、その額に相当する金額が増加する方向)をマイナスとみて、ある金額よりもプラス方向の部分を「超える部分」と表現する。

また、以下の各更正処分を「本件各更正処分」、各賦課決定処分を「本件各賦課決定処分」、これらを併せて「本件各処分」とそれぞれいい、特定の年分のものについては、「平成〇年分更正処分」、「平成〇年分賦課決定処分」などというとともに、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」という。

- 1 藤沢税務署長が令和3年3月26日付けで原告に対してした平成28年分の所得税等の各更正処分のうち総所得金額1億1663万3617円及び納付すべき税額マイナス189万7632円を超える部分並びに上記各更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分のうち納付すべき税額477万円を超える部分を取り消す。
- 2 藤沢税務署長が令和3年3月26日付けで原告に対してした平成29年分の所得税等の各更正処分のうち総所得金額1億693万9875円及び納付すべき税額マイナス363万7617円を超える部分並びに上記各更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分のうち納付すべき税額81万3500円を超える部分を取り消す。

- 3 藤沢税務署長が令和3年3月26日付けで原告に対してした平成30年分の所得税等の各更正処分（ただし、令和3年12月1日付け再調査決定によりその一部が取り消された後のもの）のうち総所得金額3673万4620円及び納付すべき税額マイナス3353万5404円を超える部分並びに上記各更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、上記再調査決定によりその一部が取り消された後のもの）のうち納付すべき税額1万6000円を超える部分を取り消す。
- 4 藤沢税務署長が令和3年3月26日付けで原告に対してした令和元年分の所得税等の各更正処分のうち総所得金額9561万5888円及び納付すべき税額マイナス649万5631円を超える部分並びに上記各更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、令和4年12月14日付け裁決によりその一部が取り消された後のもの）のうち納付すべき税額6万1500円を超える部分を取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

- (1) 原告は、平成29年から令和元年までの間、株式会社C（以下「C社」という。）を介して、太陽光発電に係る土地の取得、設備の設置、発電、売電（電力を有償で小売電気事業者に供給すること。以下同じ。）等に向けた一連の取組（以下、併せて「本件各取組」という。）を行っていたところ、その間、本件各取組により事業として太陽光発電を行っていたとの認識の下、平成29年分から令和元年分までの各年分（以下「本件各年分」という。）の所得税等の確定申告において、本件各取組に係る所得を事業所得として申告する一方で、本件各取組の全部又は一部の設備資金の借入金に係る支払利息（以下「本件借入利息」という。）及び支払手数料（以下、これらを併せて「本件借入利息等」という。）を本件各取組に係る事業所得の必要経費に算入するとともに、本件各取組に関して取得した損害賠償請求権（以下「本件損害賠償請求権」という。）に係る貸倒引当金繰入額（以下「本件貸引繰入額」といい、本件借入利息等と併せて「本件各費用」という。）を平成30年分の本件各取組に係る事業所得の必要経費に算入したところ、藤沢税務署長は、本件各取組は事業所得を生ずべき「事業」（所得税法27条1項）に該当しないとして、本件各費用を原告の事業所得の必要経費に算入することを否認し、原告に対し、これに伴う所得税等の各更正処分をするとともに、過少申告加算税の各賦課決定処分をした。
 - (2) 本件は、原告が、本件各取組は事業所得を生ずる「事業」（所得税法27条1項）に該当し、かつ、本件各費用は本件各取組に係る事業所得から控除されるべき必要経費に該当するとの前提に立ち、本件各年分における原告の事業収入はいずれも0円であったから、本件各年分の原告の事業所得としては、対応する年分の本件各費用相当額のマイナスが計上されなければならないとした上で、本件各年分の原告の事業所得をいずれも0円として総所得金額及び納付すべき金額を計算した本件各処分（ただし、以下では、平成30年分更正処分及び平成30年分賦課決定処分については、再調査審理庁が令和3年12月1日付けでした調査決定により、令和元年分賦課決定処分については、国税不服審判所長が令和4年12月14日付けでした裁決により、それぞれ一部取り消された後のものをいう。）には「事業」の解釈適用を誤った違法があると主張して、本件各処分のうち前記第1記載の各部分の取消しを求める事案である。
- 2 前提事実（当事者間に争いがない事実、掲記の証拠により容易に認められる事実及び当裁判

所に顕著な事実)

(1) 原告その他の関係者

ア 原告及びその関係会社

(ア) 原告は、本件各年において、不動産の管理、賃貸等を主たる事業とするD株式会社(以下「D」という。)の取締役として稼働するとともに、不動産の管理等を主たる事業とする株式会社E(以下「E社」といい、Dと併せて「関係会社」という。)の代表取締役として稼働していた(甲30)。

(イ) 原告は、平成28年分の給与収入として1億1800万円を、平成29年分の給与収入として1億800万円を、平成30年分の給与収入として1億300万円を、令和元年分の給与として9600万円を、それぞれ得ていた(甲29の1~4。乙1の1~4)。

イ C社及びF

(ア) C社は、太陽光発電システム等の販売、設置、施行、管理、保守等を主たる事業とする平成25年に設立された法人であるが、平成31年2月、C社についての破産手続が開始された(弁論の全趣旨)。

(イ) F(現在の氏名はG。以下「F」という。)は、C社の代表取締役として、後記(2)の原告又は関係会社とC社との間の契約を締結した後、令和3年10月、架空の太陽光パネルの設置を持ち掛けて工事代金を騙し取ったとの嫌疑により逮捕され、その後、公訴を提起された(弁護の全趣旨)。

(2) 原告又は関係会社の太陽光発電の取組の状況

ア Dによる長崎県東彼杵郡●●における太陽光発電の取組(以下「H案件」という。)の状況

(ア) Dは、平成26年4月25日、C社との間で、H案件の実施のため、C社から太陽光パネル及び関連資材等を買受けるとともに、太陽光パネルの設置運営に関する有償のアドバイザーサービスを受ける旨の契約を締結した(甲7の2)。

(イ) Dは、上記(ア)の契約に基づきC社から買受けた太陽光パネル等を用いてH案件に係る発電所(以下「H発電所」という。)を建設し、平成27年1月30日、I株式会社との間で、同日以降、H発電所の発電設備と同社の電力供給設備との連系を開始する旨の契約を締結した後、現在に至るまで、H発電所における太陽光発電により生じた電力を同社に継続的に売却し、同社から定期的に売電収入を得ている(甲8、31)。

イ E社による福島県白河市における太陽光発電の取組(以下「J案件」といい、G案件と併せて「関係会社案件」という。)の状況

(ア) E社は、平成28年6月17日、C社との間で、J案件の実施のため、C社から既存の発電所(以下「J発電所」という。)及びその敷地利用権を買受ける旨の契約を締結した(甲9)。

(イ) E社は、上記(ア)の契約の締結後、K株式会社との間で、J発電所の発電設備と同社の電力供給設備との連系を開始する旨の契約を締結し、その後、現在に至るまで、J発電所における太陽光発電により生じた電力を同社に継続的に売却し、同社から定期的に売電収入を得ている(甲32の1及び2)。

ウ 原告による千葉県山武市における太陽光発電の取組(以下「L案件」という。)の状況

(ア) 原告とC社との間で締結された契約の内容

- a 原告は、平成27年5月31日、C社との間で、L案件の実施のため、C社から太陽光パネル及び関連資材等を買受けるとともに、太陽光パネルの設置運営に関する有償のアドバイザーサービスを受ける旨の契約を締結した（甲10）。
- b 原告は、平成27年8月5日、C社との間で、L案件の実施のため、第三者の所有する千葉県山武市●●ないし●●所在の土地（以下、併せて「L土地」という。）、L土地上に設置予定とされる太陽光発電設備（設備ID：●●●●、認定日：平成25年2月22日、発電出力：500kW。以下「L設備」という。）及びL設備に係る発電事業者としての地位を購入する旨の契約を締結した（甲11）。
- c 原告は、平成29年11月頃、C社からL設備の増設工事の提案を受け、C社を介して同提案に係る増設工事をする旨の契約を締結した（甲16、乙2の1及び2）。

(イ) L土地及びL設備の状況

- a L土地に係る全部事項証明書の「権利部（甲区）（所有権に関する事項）」欄によれば、令和2年11月19日時点で、L土地について原告名義への所有権移転登記手続はされていない（乙6〔4～12頁〕）。
- b 資源エネルギー庁の「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト 2020年8月31日時点」（以下「エネ庁ウェブサイト」という。）においては、L設備と設備ID（●●●●）、設置所在地（千葉県山武市●●地）及び認定日（平成25年2月22日）が同じ太陽光発電設備の情報が公開されているところ、同情報によれば、同太陽光発電設備の発電事業者は「株式会社M」であり、廃棄費用の積立状況は「運転開始前」とされている（乙8〔8、10頁〕）。
- c 令和2年12月7日時点において、L土地はススキに覆われている状態であり、L設備はL土地上に存在しなかった（乙9）。

エ 原告による千葉県香取市における太陽光発電の取組（以下「N案件」という。）の状況

(ア) 原告とC社との間で締結された契約の内容

- a 原告は、平成27年12月24日、C社との間で、N案件の実施のため、千葉県香取市●●及び●●所在の各土地（以下、併せて「N土地」という。）、N土地上の太陽光発電設備（設備ID：●●●●、認定日：平成26年12月8日、発電出力：250kW。以下「N設備」という。）及びN設備に係る発電事業者としての地位を購入する旨の契約を締結した（甲13）。
- b 原告は、平成29年11月頃、C社からN設備の増設工事の提案を受け、C社を介して同提案に係る増設工事をする旨の契約を締結した（甲17、乙4の1及び2）。

(イ) N土地及びN設備の状況

- a N土地に係る全部事項証明書の「権利部（甲区）（所有権に関する事項）」欄によれば、令和2年11月19日時点で、L土地について原告名義への所有権移転登記手続はされていない（乙6〔22～25頁〕）。
- b エネ庁ウェブサイトにおいては、N設備と設備ID（●●●●）、設置所在地（千葉県香取市●●）及び認定日（平成26年12月8日）が同じ太陽光発電設備

の情報が公表されているところ、同情報によれば、同太陽光発電設備の発電事業者は「〇株式会社」であり、廃棄費用の積立状況は不明であるとされている（乙8〔8、36頁〕）。

c 令和2年12月7日時点において、N設備はN土地上に存在していたものの、前記（ア）bの増設工事に係る設備はN土地上に存在していなかった（乙9）。

オ 原告による静岡県熱海市における太陽光発電の取組（以下「P案件」という。）の状況
（ア）原告とC社との間で締結された契約の内容

原告は、平成29年12月頃、C社との間で、P案件の実施のため、静岡県熱海市●●所在の土地（以下「P土地」といい、L土地及びN土地と併せて「本件各土地」という。）、P土地上にあるとされる太陽光発電設備（設備ID：●●●●、変更認定日：平成27年3月24日、発電出力：500kW。以下「P設備」といい、L設備及びN設備と併せて「本件各設備」という。また、本件各設備、本件各設備に係る各発電事業者としての地位及び本件各土地を併せて「本件各設備等」という。という。）及びP設備に係る発電事業者としての地位を購入する旨の契約を締結した（甲15、30、乙5〔1枚目〕）。

（イ）P土地及びP設備の状況

a P土地に該当する地番の土地は存在しない（乙7）。

b エネ庁ウェブサイトにおいては、P設備と同じ設備ID（●●●●）の太陽光発電設備の登録情報は存在しない（乙8〔2、3、8、39及び40頁〕）。

（3）本件各費用

ア 本件借入利息等

（ア）原告は、平成27年6月29日、本件各取組の全部又は一部の設備資金として、株式会社Q銀行から8800万円を借り受け（以下、同8800万円に係る借入れを「本件借入れ」という。）、その後、これを分割返済している（甲20の1及び2、21）。

（イ）原告は、株式会社Q銀行に対し、別紙2「本件借入利息一覧」記載のとおり、上記（ア）の借入金の利息（本件借入利息）を支払うとともに、平成28年において、上記（ア）の借入金の元金又は利息の支払手数料として500円を支払った（同支払手数料と本件借入利息を合計したものが本件借入利息等である。当事者間に争いが無い。）。

イ 本件貸引繰入額

（ア）a 原告は、C社に対し、本件各取組についてC社との間で締結した各種の契約に基づき、各種の報酬又は費用として、別紙3「C社への支払額及びC社からの入金額一覧」の「1」から「3」までに記載のとおり、合計4億2309万6000円を支払った（以下、同額を「C社への支出額」という。当事者間に争いが無い。）。

b 原告は、C社から、本件各取組についてC社との間で締結した各種の契約に基づき、C社を介して受領することとされていた本件各設備に係る売電収益金として、別紙3「C社への支払額及びC社からの入金額一覧」の「4」記載のとおり、合計2億572万9712円を受領した（以下、同額を「C社からの受領額」という。当事者間に争いが無い。）。

（イ）a 原告は、平成30年8月頃から、C社の代表取締役であるFと連絡が取れなくなり、C社を介して受領することとなっていた本件各設備に係る売電収益金の振込入

金もされなくなったことから、本件各土地及び本件各設備の状況を確認したところ、L土地については、C社がこれを取得したことはなく、原告への所有権移転登記手続も行われていなかったこと、N土地及びN設備に係る発電事業者としての地位はC社から第三者に譲渡されていたこと及びP土地については、これに対応する地番が存在しないことを知るに至った（弁論の全趣旨）。

b 原告は、上記aの事実を受け、本件各取組に係る原告とC社との間における各種の契約に基づきC社が原告に対して負う債務がC社の履行不能により消滅し、これによって、C社への支払総額からC社からの受領総額を控除した残額である2億1736万6288円分の損害を被ったため、C社に対して債務不履行を理由とする同額分の損害賠償請求権（本件損害賠償請求権）を取得したものと考えた（弁論の全趣旨）。

(ウ) a E社は、平成30年12月20日、横浜地方裁判所に対し、C社についての破産手続開始の申立てを行い、横浜地方裁判所は、平成31年2月●日、C社についての破産手続を開始する旨の決定をした（弁論の全趣旨）。

b 原告は、上記aの事実を受け、本件損害賠償請求権の貸倒引当金として、その100分の50に相当する金額以下である6640万1167円を繰り入れることとした（同貸倒引当金の繰入額が本件貸引繰入額である。弁論の全趣旨）。

(4) 本件訴訟に至る経緯

ア 確定申告

(ア) 原告は、藤沢税務署長に対し、本件各年分の所得税等について、別表1ないし4の各「確定申告」欄のとおり記載した確定申告書をいずれも法定申告期限内に提出した（甲29の1ないし4、乙1の1ないし4。以下、これらの確定申告を併せて「本件各確定申告」といい、本件各確定申告に係る申告書を「本件各確定申告書」という。また、特定の年分のものについて言及する場合には、「平成○年分確定申告」、「平成○年分確定申告書」などという。）。

(イ) 原告は、本件各確定申告に際し、本件各取組が「事業」（所得税法27条1項）に該当することを前提に、本件各取組に係る所得を事業所得として計上した上で、本件借入利息等が「所得の生ずべき業務について生じた費用」（同法37条1項）であり、本件貸引繰入額が「事業を営む居住者が、その有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権で当該事業の遂行上生じたもの」に係る貸倒引当金繰入額（同法52条1項本文）であるとして、本件各費用を上記事業所得の必要経費（同法27条2項）に算入した（以下、本件各確定申告において採られたこのような税務上の処理を「本件税務処理」という。）。

イ 本件各処分

藤沢税務署長は、原告の本件各年分の所得税等について、本件各取組が「事業」（所得税法27条1項）に該当しないことを前提として、そうである以上、本件各取組に係る所得は事業所得に該当せず、事業所得の計算上、本件各費用を必要経費に算入することができないなどとして、原告に対し、令和3年3月26日付けで本件各処分をした（甲1ないし4。別表1ないし4〔各「更正処分等」欄〕。以下、本件各処分のうち、本件税務処理を否認した部分を「本件否認部分」という。）。

ウ 再調査請求

原告は、再調査審理庁（藤沢税務署長）に対し、令和3年6月25日、本件税務処理を前提として、本件各処分の一部の取消しを求めて再調査の請求をしたところ（甲5〔1頁〕、別表1ないし4〔各「再調査請求」欄〕）、再調査審理庁は、令和3年12月1日付けで、平成30年分の不動産所得の金額に誤りがあるとして、平成30年分更正処分及び平成30年分賦課決定処分の各一部を取り消す一方で、本件各処分のうち本件否認部分についてはこれを是認し、上記取消部分以外の部分に係る原告の請求を棄却する旨の決定をした（甲5。別表1ないし4〔各「再調査決定」欄〕）。

エ 審査請求

原告は、国税不服審判所長に対し、令和3年12月29日、本件税務処理を前提として、上記ウの決定を経た後の本件各処分の一部の取消しを求めて審査請求をしたところ（甲6〔6頁〕、別表1ないし4〔各「審査請求」欄〕）、国税不服審判所長は、令和4年12月14日付けで、本件各年分の過少申告加算税の額の計算に誤りがあるとして、令和元年分賦課決定処分の一部を取り消す一方で、本件各処分のうち本件否認部分についてはこれを是認し、上記取消部分以外の部分に係る原告の審査請求を棄却する旨の裁決をした（甲6〔1頁〕、別表1ないし4〔各「裁決」欄〕）。

(5) 本件訴えの提起

原告は、令和5年6月16日、本件訴えを提起した。

3 本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

後記5に記載するもののほか、別紙4「本件各処分の根拠及び適法性」に記載のとおりである（なお、同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。）。

4 争点

本件各取組は「事業」（所得税法27条1項）に該当するか否か

5 争点に関する当事者の主張

（被告の主張）

(1) 一定の経済的行為が事業所得を生ずる「事業」（所得税法27条1項）に該当するというためには、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務でなければならず、事業としての社会的客観性を具備し、客観的にみて、相当程度の期間、継続的かつ安定的に対価性を有する収益を得られる可能性を有していなければならない。

(2) しかるに、原告は、本件各設備等を取得しておらず、本件各設備等を利用した発電や売電も行われなかったのであるから、本件取組は、「事業」（所得税法27条1項）としての社会的客観性を具備しておらず、客観的にみて、売電収益という対価性を有する収益を得られる可能性を有していなかったものといわざるを得ない。

(3) したがって、本件各取組は、事業所得を生ずべき「事業」（所得税法27条1項）に該当しない。

（原告の主張）

(1) 以下の事情からすると、本件各取組は、そのスキームの内容に照らし、「事業」（所得税法27条1項）に該当する。

ア 出力量50キロワット以上の全量売電を行う太陽光発電事業は、「事業」に該当すると

ころ、本件各取組のスキームは、本件各設備等を利用して出力量50キロワット以上の全量売電を行うというものであった。

イ C社が原告との間の各種契約における債務を履行していたならば、原告は、本件各設備等を取得の上、相当程度の期間、継続的かつ安定的に本件各設備等を利用して売電収益を得ていた。このことは、関係会社案件においては継続的かつ安定的に売電収益が生じていること、L案件に係る設備資金としてQ銀行から借入れ（本件借入れ）をした際に、L案件は、Q銀行内の融資審査において、確実に収益を見込めるものと評価されたことなどからも明らかである。

ウ なお、本件各取組のスキームを構築したり、用地の取得や設備の設置工事等を原告から受託して行ったりしていたのはC社であるが、本件各取組を行うか否かを決めたのも、必要な資金を拠出したのも原告であるから、本件各取組が原告の事業であることに変わりはない。

(2) 以下の事情からすると、本件各取組がC社の債務不履行により途中で頓挫したからといって、本件各取組に係る「事業」（所得税法27条1項）が開始していなかったと解することはできない。

ア 国税庁の取扱いによれば、個人事業の開業届出は、事業を開始した場合に提出しなければならないとされており、当該事業から収益を得られる可能性が現実化しなければ同届出を提出しなくてもよいとはされていない。

イ 太陽光発電事業においては、発電設備の設置場所、設置工事の発注先、設備取得のための資金調達等を検討の上、決断し、決断した内容を実行することが事業遂行上の重要な行為であるから、これらの行為があれば、「事業」は開始しているといえるところ、原告は、本件各設備等の取得のための資金として、本件借入れを行い、その元本の返済のほか、本件借入利息等を支払っているのであるから、既に本件各取組に係る事業を開始していることは明らかである。

(3) なお、関係会社案件や他の太陽光発電事業を開始した個人事業主とは異なり、本件各取組についてだけ「事業」（所得税法27条1項）に該当しないものとして扱うことは、法の下の平等（憲法14条1項）に抵触する恣意的な扱いであって許されない。

ア 関係会社案件の資金を原告本人が拠出していた場合には、関係会社案件に係る太陽光発電事業は原告本人の「事業」に該当していたはずであるし、この場合には、本件各取組は関係会社案件と共に、C社を介して同様に取り組みされた原告の太陽光発電「事業」として、一体的に捉えられていたはずであるところ、実際には、関係会社案件も本件各取組も原告の判断により行われ、原告は、これらの案件を一体のものとして捉えていた。そうすると、単に出捐者が違うというだけで、関係会社案件に係る取組が事業に該当する一方で、本件各取組が事業に該当しないというのは、結論として明らかに不合理である。

イ 原告以外にも、太陽光発電事業を開始した相当数の個人事業主がおり、その中には、工事業等者の債務不履行により、企図した太陽光発電設備等の全部又は一部を取得することができなかつた者もいるはずであるところ、被告において、これらの者に対し、太陽光発電設備等を取得することができなかつたという理由により、それらの者の取組を一律に「事業」に該当しないと判断しているとは到底考えられない。

(4) したがって、本件取組は、事業所得を生ずべき「事業」（所得税法27条1項）に該当す

る。

第3 当裁判所の判断

1 判断の枠組み

事業所得は、「農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）」であるとされ（所得税法27条1項）、同項に規定する政令で定める事業は、同法施行令63条1号から11号までに掲げられたもののほか「対価を得て継続的に行なう事業」（同条12号）であるとされているところ、一定の経済的な取組が「対価を得て継続的に行なう事業」に該当するには、それが自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有する業務でだけでなく、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務でなければならないというべきである（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁参照）。

2 本件各取組について

(1) 本件各取組についてみると、本件各取組の主体である原告は、本件各取組を実施するために必要不可欠な土地（本件各土地）も太陽光発電設備（本件各設備）も一切取得することができなかったというのであるし、L案件については、L土地にL設備が建設されることはなく、P案件に至っては、P土地さえ存在していなかったというのである（前提事実（2）ウ（イ）、エ（イ）、オ（イ））。また、原告は、本件各取組において、C社との間で発電事業者としての地位を購入する旨の契約を締結したが、実際にはその地位を取得することができなかったものである（前提事実（2）ウ、エ、オ）。しかも、原告が本件各土地や本件各設備等を取得することを全面的に委ねていたC社については、既に破産手続が行われ（前提事実（1）イ（ア）、（3）イ（ウ）a）、C社を代表して原告と本件各取組に関する各種の契約を締結したFは、架空の太陽光パネルの設置を持ち掛けて他人から工事代金を騙し取ったとの嫌疑により、その後、逮捕、起訴されたというのである（前提事実（1）イ（イ））。さらに、C社からの受領額は、C社において、本件各取組が原告の想定どおりに進捗しているかのような虚偽の外観を取り繕うために行っていた送金をその情を知らずに原告が受領していたものにすぎず、C社への送金額に至っては、実際にどのような使途に充てられたのか全く不明である（甲30、弁論の全趣旨）。

(2) これらのことからすると、本件各取組は、これを反復継続的に遂行するために必要な客観的な基礎を完全に欠いていたといわざるを得ず、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務であったということはできない。

(3) したがって、本件各年分における原告の所得金額の計算上、本件各取組は、「事業」（所得税法27条1項、同法施行令63条12号）に該当しない。

3 原告の主張について

(1) ア 原告は、本件各取組について、そのスキームの内容に照らすと、これが開始されれば「事業」（所得税法27条1項）に該当することになるところ、本件借入れ等の重要な行為がされていた以上、本件各取組は既に開始されていたといえるから、「事業」に該当すると主張する。

イ しかし、大量かつ反復的に行われる課税処分において予測可能性や課税の公平を確保する観点からは、ある経済的な取組が「事業」（所得税法27条1項）に該当するか否

かの判断を客観的に行う必要があるところ、前記2のとおり、本件各年においては、本件各取組を反復継続して遂行するために必要な客観的な基礎が完全に欠けていた以上、本件各取組に関し、継続的かつ安定的な収益を生ずるだけの実体のある「事業」が開始していたと評価することはできない。そのため、原告において、想定どおりに本件各取組が進捗することを期待して、C社との間で各種の契約を締結した上で、本件借入れ等の資金調達やC社への資金の拠出等をしていただけでは、本件各取組が「事業」として開始していたということとはできない。

ウ したがって、原告の前記主張を採用することができない。

(2) ア 原告は、関係会社案件や他の太陽光発電事業を開始した個人事業主とは異なり、本件各取組についてだけ「事業」（所得税法27条1項）に該当しないと扱うことは、法の下での平等（憲法14条1項）に反する恣意的な扱いであって許されないと主張する。

イ しかし、関係会社案件においては、実際に事業主の太陽光発電設備が所定の土地の上に建設され、これが反復継続的に稼働して安定的に売電収益を生じているというのであるから（前提事実（2）ア（イ）、イ（イ））、関係会社案件を「事業」に該当すると扱う一方で、そうした客観的な基礎を完全に欠いているために安定的な売電収益を生ずる余地のなかった本件取組を「事業」に該当しないと扱ったとしても、これをもって法の下での平等に反する恣意的な扱いであるということとはできない。

また、本件全証拠を総合しても、所得税等の課税の場面において、本件各取組と同様の状況にある太陽光発電に係る経済的取組が「事業」に該当すると扱われている一方で、本件各取組のみが「事業」に該当しないと扱われているとは認めるに足りないから、本件各取組が他の個人事業主の行う太陽光発電事業と比較して法の下での平等に反する恣意的な扱いを受けているということもできない。

ウ したがって、原告の前記主張も採用することができない。

4 本件各処分 of 適法性

以上に加えて、証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件各処分の根拠及びその適法性について、別紙4「本件各処分の根拠及び適法性」記載のとおり認定することができるから、本件各処分は、適法である。

5 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 篠田 賢治

裁判官 依田 吉人

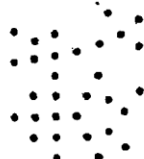
裁判官 佐々木 健詞

別紙 1

指定代理人目録

高橋 紀子 的場 将男 田中 暁人 原木 融 木村 智広
福田 裕康

以 上



本件各処分の根拠及び適法性

なお、以下においては、次の表記に従う。

5 「総所得金額」及び「事業所得の金額」の「△」印は、損失の額を表す。

「納付すべき税額」の「△」は、還付金の額に相当する税額を表す。

「課税総所得金額」は、国税通則法（以下「通則法」という。）118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のものである。

10 過少申告加算税の額の算定に当たり、100分の5又は100分の10の割合を乗ずる対象となる税額は、通則法118条3項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）24条6項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである。

15 1 本件各更正処分の根拠

原告の本件各年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

(1) 平成28年分

ア 総所得金額 1億1692万6250円

上記金額は、次の(ア)ないし(イ)の各金額の合計額である。

20 (ア) 事業所得の金額 0円

原告が処分行政庁に提出した平成28年分確定申告書には、本件各取組から生ずる所得の金額上生じたとする損失の金額△1億9941万2241円が事業所得として記載されている（甲29の1〔①欄〕、乙1の1〔1枚目①欄〕）が、本件各取組からは事業所得（損失）は生じ

25 ないため、事業所得の金額は、0円となる。

(イ) 配当所得の金額 122万6250円

上記金額は、原告が平成28年分確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である（甲29の1〔⑤欄〕、乙1の1〔1枚目⑤欄〕）。

5 (ウ) 給与所得の金額 1億1570万円

上記金額は、原告が平成28年分確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である（甲29の1〔⑥欄〕、乙1の1〔1枚目⑥欄〕）。

イ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 285万1020円

上記金額は、原告が平成28年分確定申告書に記載した上場株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である（乙1の1〔3枚目⑧欄〕）。

ウ 上場株式等に係る配当所得等の金額 332万2860円

10 上記金額は、原告が平成28年分確定申告書に記載した上場株式等に係る配当所得等の金額と同額である（乙1の1〔3枚目⑨欄〕）。

エ 所得控除の額の合計額 259万0547円

上記金額は、原告が平成28年分確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲29の1〔⑩欄〕、乙1の1〔1枚目⑩欄〕）。

15 オ 課税総所得金額 1億1433万5000円

上記金額は、上記アの総所得金額1億1692万6250円から上記エの所得控除の額の合計額259万0547円を控除した後の金額である。

カ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 285万1000円

20 上記金額は、上記イの上場株式等に係る譲渡所得金額等の金額285万1020円から通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

25 なお、原告は、平成28年分の所得税等の計算において、総所得金額が損失となるから（乙1の1〔3枚目⑨欄〕）、課税総所得金額の計算上、総所得金額から上記エの所得控除の額の合計額259万0547円を控除できないとして、上記イの上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除して上場株式等に係る課税譲渡所得の金額を26万円と算定していると

ころ（甲1〔7頁目「㊤ 更正前の額」欄㊦欄〕）、上記オのとおり原告の平成28年分の総所得金額は、損失金額とならず、上記エの所得控除の額の合計額は、上記オの課税総所得の金額の計算上、控除することができるから、上記上場株式等に係る課税譲渡所得の金額の計算においては控除するものはない。

5
キ 上場株式等に係る課税配当所得等の金額 332万2000円
上記金額は、原告が平成28年分確定申告書で計算した上場株式等に係る課税配当所得等の金額と同額である（甲1〔7頁目「㊤ 更正前の額」欄の㊦欄〕）。

10
ク 納付すべき税額 Δ 176万3473円
上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額から、(ニ)の金額を控除し、(オ)の金額を加算した後、更に(カ)の金額を控除した金額である。

15
(ア) 課税総所得金額に対する税額 4665万4750円
上記金額は、上記オの課税総所得金額1億1433万5000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額
42万7650円
上記金額は、上記カの課税される上場株式等に係る譲渡所得等の金額285万1000円に租税特別措置法（以下、単に「措置法」という。）37条の11第1項に規定する100分の15の税率を乗じて算出した金額である。

20
(ウ) 上場株式等に係る課税配当所得等の金額に対する税額
49万8300円
上記金額は、上記キの上場株式等の課税配当所得等の金額332万2000円に措置法8条の4第1項に規定する100分の15の税率を乗じて算出した金額であり、原告が平成28年分確定申告書に記載した

金額と同額である（甲1〔7頁目「㊤ 更正前の額」欄㊤欄））。

(エ) 配当控除の額 6万1313円

上記金額は、上記ア(イ)の配当所得の金額122万6250円に所得税法92条1項の規定により100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

(カ) 復興特別所得税の額 99万7907円

上記金額は、上記(ア)の課税総所得金額に対する税額4665万4750円、上記(イ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額42万7650円及び上記(ク)の上場株式等に係る課税配当所得等の金額に対する税額49万8300円の合計金額4758万0700円から上記(エ)の配当控除の額を控除した金額4751万9387円に復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて算出した金額である。

(キ) 源泉徴収税額 5028万0767円

上記金額は、原告が平成28年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（甲29の1〔㊤欄〕、乙1の1〔1枚目㊤欄〕）。

ケ 翌年へ繰り越す純損失の金額 0円

上記ア(ア)のとおり、事業所得の金額は0円となるため、翌年へ繰り越す純損失の金額も0円となる。

(2) 平成29年分

ア 総所得金額 1億0714万5150円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 0円

原告が処分行政庁に提出した平成29年分確定申告書には、本件各取組から生じたとする所得の金額4684万9550円が事業所得として記載されている（甲29の2〔①欄〕、乙1の2〔1枚目①欄〕）が、

本件各取組からは事業所得は生じないため、事業所得の金額は、0円となる。

(イ) 配当所得の金額 122万6250円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である（甲29の2〔⑤欄〕、乙1の2〔1枚目⑤欄〕）。

(ウ) 給与所得の金額 1億0580万円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である（甲29の2〔⑥欄〕、乙1の2〔1枚目⑥欄〕）。

(エ) 雑所得の金額 11万8900円

上記金額は、原告が、平成29年に受領した還付加算金の金額であり、原告が平成29年分確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である（甲29の2〔⑦欄〕、乙1の2〔1枚目⑦欄〕）。

イ 分離長期譲渡所得の金額 0円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した分離長期譲渡所得の金額と同額である（乙1の2〔3枚目⑧欄〕）。

ウ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 152万7748円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した上場株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である（乙1の2〔3枚目⑨欄〕）。

エ 所得控除の額の合計額 252万7611円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲29の2〔⑩欄〕、乙1の2〔1枚目⑩欄〕）。

オ 課税総所得金額 1億0461万7000円

上記金額は、上記アの総所得金額1億0714万5150円から上記エの所得控除の額の合計額252万7611円を控除した後の金額である。

カ 課税分離長期譲渡所得の金額 0円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した課税分離譲渡所

得の金額と同額である（乙1の2〔3枚目㊟欄〕）。

キ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 152万7000円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した上場株式等の課税譲渡所得等の金額と同額である（乙1の2〔3枚目㊟欄〕）。

ク 納付すべき税額 Δ 354万3429円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額から、(エ)の金額を控除し、(オ)の金額を加算した後、更に(カ)の金額を控除した金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 4228万1650円

上記金額は、上記オの課税総所得金額1億0461万7000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 課税分離長期譲渡所得の金額に対する税額 0円

上記金額は、上記カの課税される分離長期譲渡所得の金額0円に措置法31条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額

22万9050円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額と同額である（乙1の2〔3枚目㊟欄〕）。

(エ) 配当控除の額 6万1312円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した配当控除の金額と同額である（甲29の2〔㊟欄〕、乙1の2〔1枚目㊟欄〕）。

(オ) 復興特別所得税の額 89万1437円

上記金額は、上記(ア)の課税総所得金額に対する税額4228万1650円及び上記(ウ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額22万9050円の合計金額4251万0700円から上記(エ)の配当控除の額6万1312円を控除した金額4244万9388円に復

興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて算出した金額である。

(カ) 源泉徴収税額 4688万4254円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である(甲29の2[㊸欄]、乙1の2[1枚目㊸欄])。

(3) 平成30年分

ア 総所得金額 1億0288万4017円

上記金額は、次の(ア)ないし(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 0円

原告が処分行政庁に提出した平成30年分確定申告書には、本件各取組から生ずる所得の金額の計算上生じたとする損失の金額である△6679万9530円が事業所得として記載されている(甲29の3[㊸欄]、乙1の3[1枚目㊸欄])が、本件各取組からは事業所得(損失)は生じないため、事業所得の金額は、0円となる。

(イ) 不動産所得の金額 85万7767円

上記金額は、次のaの総収入金額からbの必要経費及びcの青色申告控除額を控除した後の金額である。

a 不動産所得の収入金額 134万1200円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した不動産所得の収入金額と同額である(甲29の3[㊸欄]、乙1の3[1枚目㊸欄])。

b 必要経費の額 38万3433円

上記金額は、原告が、E社に対して貸し付けている藤沢市の土地に係る平成30年中に納付すべきことが確定した固定資産税及び都市計画税の金額である(甲5[38及び39枚目])。

c 青色申告特別控除額 10万0000円

上記金額は、措置法25条の2第1項に規定する青色申告控除額で

ある。

なお、原告は、青色申告書を提出することについて承認を受けているものの、その不動産貸付の規模が事業的規模には該当しないことから、青色申告控除額65万円の適用はない。

5 (ウ) 配当所得の金額 122万6250円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である(甲29の3〔⑤欄〕、乙1の3〔1枚目⑤欄〕)。

(エ) 給与所得の金額 1億0080万円

10 上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である(甲29の3〔⑥欄〕、乙1の3〔1枚目⑥欄〕)。

(オ) 雑所得の金額 0円

上記金額は、次のaの総収入金額からbの必要経費額を控除した後の金額である。

15 a 雑所得の総収入金額 19万5340円

上記金額は、①原告の自宅屋根の売電設備に係る売電収入18万3140円と②原告が平成30年に受領した還付加算金1万2200円の合計額である。

20 上記①は、原告が、平成30年分確定申告書の事業所得の収入金額欄及び同申告書に添付した「平成30年分所得税青色申告決算書(一般用)」(以下「平成30年分決算書(一般用)」という。)に記載した売電収入の金額と同額であり(乙1の3〔1枚目の欄〕、乙12〔1枚目①欄〕)、上記②は、原告が平成30年分確定申告書に記載した還付加算金に係る雑所得の金額と同額である(甲29の3〔②欄〕、乙1の3〔1枚目の欄〕)。

25 b 必要経費の額 83万3273円

上記金額は、自宅屋根の売電設備に係る減価償却費83万3273

円であり、原告が平成30年分決算書（一般用）に記載した減価償却費の金額と同額である（乙12〔1枚目㊸欄〕）。

イ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 204万5550円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した上場株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である（乙1の3〔3枚目㊸欄〕）。

ウ 上場株式等に係る配当所得等の金額 8万3329円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した上場株式等に係る配当所得等の金額と同額である（乙1の3〔3枚目㊸欄〕）。

エ 所得控除の額の合計額 246万3145円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲29の3〔㊸欄〕、乙1の3〔1枚目㊸欄〕）。

オ 課税総所得金額 1億0042万円

上記金額は、上記アの総所得金額1億0288万4017円から上記エの所得控除の額の合計額246万3145円を控除した後の金額である。

カ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 204万5000円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した上場株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である（乙1の3〔3枚目㊸欄〕）。

キ 上場株式等に係る課税配当所得等の金額 8万3000円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した課税される上場株式等に係る課税配当所得等の金額と同額である（乙1の3〔3枚目㊸欄〕）。

ク 納付すべき税額 Δ 343万5712円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額から、(エ)の金額を控除し、(オ)の金額を加算した後、更に(カ)の金額を控除した金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 4039万3000円

上記金額は、上記オの課税総所得金額1億0042万円に所得税法8

9条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額

30万6750円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した上場株式等の課税譲渡所得等の金額に対する税額と同額である(乙1の3〔3枚目㊸欄〕)。

(ウ) 上場株式等に係る課税配当所得等の金額に対する税額

1万2450円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した上場株式等の課税譲渡所得等の金額と同額である(乙1の3〔3枚目㊸欄〕)。

(エ) 配当控除の額

6万1312円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した配当控除の金額と同額である(甲29の3〔㊸欄〕、乙1の3〔1枚目㊸欄〕)。

(オ) 復興特別所得税の額

85万3668円

上記金額は、上記(ア)の課税総所得金額に対する税額4039万3000円、上記(イ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額30万6750円及び上記(ウ)の上場株式等に係る課税配当所得等の金額に対する税額1万2450円の合計額4071万2200円から上記(エ)の配当控除の額6万1312円を控除した金額4065万0888円に復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて算出した金額である。

(カ) 源泉徴収税額

4494万0268円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である(甲29の3〔㊸欄〕、乙1の3〔1枚目㊸欄〕)。

(4) 令和元年分

ア 総所得金額

9569万4846円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 0円

原告が処分行政庁に提出した令和元年分確定申告書には、本件各取組から生じたとする所得の金額の計算上生じたとする本件損失の金額△64万2333円が事業所得として記載されている(甲29の4〔①欄〕、乙1の4〔1枚目①欄〕)が、本件各取組からは事業所得は生じないため、事業所得の金額は0円となる。

(イ) 不動産所得の金額 66万8596円

上記金額は、次のaの総収入金額からbの必要経費及びcの青色申告控除額を控除した後の金額である

a 不動産所得の収入金額 114万9600円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した不動産所得の収入金額と同額である(甲29の4〔②欄〕、乙1の4〔1枚目②欄〕)。

b 必要経費の額 38万1004円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に添付した「令和元年分所得税青色申告決算書(不動産所得用)」に記載した金額と同額である(乙13の2〔1枚目⑤欄〕)。

c 青色申告特別控除額 10万0000円

上記金額は、措置法25条の2第1項に規定による青色申告控除額である。

なお、原告は、青色申告書を提出することについて承認を受けているものの、その不動産貸付の規模が事業的規模には該当しないことから、青色申告控除額65万円の適用はない。

(ウ) 配当所得の金額 122万6250円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である(甲29の4〔⑤欄〕、乙1の4〔1枚目⑤欄〕)。

(エ) 給与所得の金額 9380万円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である（甲29の4〔⑥欄〕、乙1の4〔1枚目⑥欄〕）。

(オ) 雑所得の金額 0円

上記金額は、次のaの総収入金額からbの必要経費の額を控除した後の金額である。

a 雑所得の総収入金額 20万8672円

上記金額は、①原告の自宅屋根の売電設備に係る売電収入17万1572円と②原告が令和元年に受領した還付加算金3万7100円との合計額である。

上記①は、原告が、令和元年分確定申告書の事業所得の収入金額欄及び同申告書に添付した「令和元年所得税青色申告決算書（一般用）」（以下「令和元年分決算書（一般用）」という。）に記載した売電収入の金額と同額であり（乙1の4〔1枚目①欄〕、乙13の1〔1枚目①欄〕）、上記②は、原告が令和元年分確定申告書に記載した還付加算金に係る雑所得の金額と同額である（甲29の4〔②欄〕、乙1の4〔1枚目②欄〕）。

b 必要経費の額 73万4947円

上記金額は、自宅屋根の売電設備に係る減価償却費73万4947円であり、原告が令和元年分決算書（一般用）に記載した減価償却費の金額と同額である（乙13の1〔1枚目⑩欄〕）。

イ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 126万0418円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した上場株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である（乙1の4〔3枚目⑤欄〕）。

ウ 上場株式等に係る配当所得等の金額 13万0764円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した上場株式等に係

る配当所得等の金額と同額である（乙1の4〔3枚目㊟欄〕）。

エ 所得控除の額の合計額 714万3208円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（甲29の4〔㊟欄〕、乙1の4〔1枚目㊟欄〕）。

オ 課税総所得金額 8855万1000円

上記金額は、上記アの総所得金額9569万4846円から上記エの所得控除の額の合計額714万3208円を控除した後の金額である。

カ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 126万円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額と同額である（乙1の4〔3枚目㊟欄〕）。

キ 上場株式等の課税配当所得等の金額 13万円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した上場株式等の課税配当所得等の金額と同額である（乙1の4〔3枚目㊟欄〕）。

ク 納付すべき税額 Δ 645万9335円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額から、(エ)の金額を控除し、(オ)の金額を加算した後、更に(カ)及び(キ)の金額を控除した金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 3505万1950円

上記金額は、上記オの課税総所得金額8855万1000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額

18万9000円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額と同額である（乙1の4〔3枚目㊟欄〕）。

(ウ) 上場株式等に係る課税配当所得等の金額に対する税額

1万9500円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した上場株式等に係

る課税配当所得等の金額と同額である（乙1の4〔3枚目㊸欄〕）。

(エ) 配当控除の額 6万1312円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した配当控除の金額と同額である（甲29の4〔㊸欄〕、乙1の4〔1枚目㊸欄〕）。

(オ) 復興特別所得税の額 73万9181円

上記金額は、上記(ア)の課税総所得金額に対する税額3505万1950円、上記(イ)の上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額18万9000円及び上記(ウ)の上場株式等に係る課税配当所得等の金額に対する税額1万9500円の合計額3526万0450円から上記(エ)の配当控除の額6万1312円を控除した金額3519万9138円に復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて算出した金額である。

(カ) 外国税額控除

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（甲29の4〔㊸欄〕、乙1の4〔1枚目㊸欄〕）。

(キ) 源泉徴収税額 4239万5828円

上記金額は、原告が令和元年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（甲29の4〔㊸欄〕、乙1の4〔1枚目㊸欄〕）。

2 本件各更正処分の適法性

(1) 平成28年分更正処分

原告の平成28年分の所得税等の納付すべき税額は、上記1(1)クのとおり、△176万3473円であるところ、当該金額は、平成28年分更正処分における原告の納付すべき税額（甲1〔7頁目「㊸ 更正後の額」㊸欄、別表1「更正処分等」欄の「納付すべき税額」㊸欄）と同額であるから、平成28年分更正処分は、適法である。

(2) 平成29年分更正処分

原告の平成29年分の所得税等の納付すべき税額は、上記1(2)クのとおり、△354万3429円であるところ、当該金額は、平成29年分更正処分における納付すべき税額△359万8104円（甲2〔7頁目「㊸ 更正後の額」④欄、別表2の「更正処分等」欄の「納付すべき税額」⑩欄）を上回るから、平成29年分更正処分は、適法である。

(3) 平成30年分更正処分

原告の平成30年分の所得税等の納付すべき税額は、上記1(3)クのとおり、△343万5712円であるところ、当該金額は、平成30年分更正処分における原告の納付すべき税額（甲5〔3枚目「㊸ 再調査決定後の額」④欄、別表3の「再調査決定等」欄の「納付すべき税額」⑩欄）と同額であるから、平成30年分更正処分は、適法である。

(4) 令和元年分更正処分

原告の令和元年分の所得税等の納付すべき税額は、上記1(4)クのとおり、△645万9335円であるところ、当該金額は、令和元年分更正処分における原告の納付すべき税額（甲4〔4頁目「㊸ 更正後の額」④欄、別表4の「更正処分等」欄の「納付すべき税額」⑩欄）と同額であるから、令和元年分更正処分は、適法である。

3 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

上記2で述べたとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、本件各更正処分により原告が新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があると認められるものはない。

したがって、本件各年分において原告に課される過少申告加算税の額は、平

成28年分718万8500円(後記(1))、平成29年分163万1000円(後記(2))、平成30年分400万6000円(後記(3))及び令和元年分6万5500円(後記(4))であるところ、これらの税額は、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額(平成28年分478万4000円(甲1〔1枚目「過少申告加算税の額」欄〕)、平成29年分81万5500円(甲2〔1枚目「過少申告加算税の額」欄〕)、平成30年分248万8500円(甲5〔3枚目「㊟ 再調査決定後の額」欄の㊟欄〕)及び令和元年分6万5500円(甲6〔21頁「裁決後の額 B」欄の㊟欄〕))と同額又はこれを上回るから、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

10 (1) 平成28年分の過少申告加算税の額 718万8500円
上記金額は次のアとイの各金額の合計額である。

15 なお、国外送金等調書法6条の3第1項は、財産に関して生ずる一定の所得に対する所得税に関し更正があり、国税通則法65条に規定する過少申告加算税の適用がある場合において、提出期限内に提出された財産債務調書にその更正の基因となる財産について記載があるときは、過少申告加算税を軽減する特例措置が行われるところ、国外送金等調書法6条の2第1項によれば、当該財産債務調書に記載する財産とは、その者がその年の12月31日時点で有する財産である。これを本件についてみれば、原告は本件各設備を取得しておらず、原告が12月31日時点で有していない財産を財産債務調書に記載する必要はないし、たとえ原告が提出した財産債務調書に本件各設備の記載があり、本件各設備が修正申告の基因となる財産であったとしても、過少申告加算税を軽減する特例措置が適用されることはない(後記(2)において同じ)。

20 ア 通常分の過少申告加算税の額 480万9000円

25 上記金額は、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、原告が平成28年分更正処分により新たに納付すべきこととなつ

た税額4809万円（甲1〔1頁目「本税の額」欄〕）に100分の10の割合を乗じて計算した金額である（甲1〔8頁目⑱欄〕）。

イ 加重分の過少申告加算税の額 237万9500円

上記金額は、通則法65条2項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、原告が平成28年分更正処分により新たに納付すべきこととなった税額4809万9000円（甲1〔1頁目「本税の額」欄〕）のうち、平成28年分の所得税等に係る期限内申告税額に相当する金額42万3383円（通則法65条3項2号及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、源泉徴収税額5028万0767円（甲29の1〔㉔欄〕、乙1の1〔1枚目㉔欄〕）から平成28年分確定申告における還付金の額に相当する税額4985万7384円（甲29の1〔㉔欄〕、乙1の1〔1枚目㉔欄〕）を控除した後の金額）と50万円とのいずれか多い方の金額である50万円を超える部分に相当する税額4759万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額である（甲1〔8頁目㉔欄〕）。

(2) 平成29年分の過少申告加算税の額 163万1000円

上記金額は、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、原告が平成29年分更正処分により新たに納付すべきこととなった税額16.37万円から期限内申告書に係る税額に達するまでの税額6万円を控除した後の税額16.31万円に100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

なお、上記計算で期限内申告書に係る税額6万円を控除しているのは、処分行政庁が平成29年分更正処分において、還付加算金による雑所得の収入金額11万8900円から原告が■■■■社から被った損失を控除し、雑所得の金額を0円と認定したことを理由に税額を減少させることを含む更正を行っており、当該税額を減少させたことについては、通則法65条4項2号の規定により、新たに納付すべき税額からこれを控除して、過少申告加算

税の額を計算するためである。

(3) 平成30年分の過少申告加算税の額 400万6000円

上記金額は、次のアとイの各金額の合計額からウの金額を控除した額である。

5 なお、国外送金等調書法6条の3に基づく過少申告加算税の加重又は軽減に関する特例措置は、本件各設備が取得されていない以上、本件各取組に係る過少申告加算税には適用されない一方で、不動産所得の金額の計算における青色申告控除額55万円の否認（前記1(3)ア(イ)c）により増加する不動産所得に係る過少申告加算税については適用されること、原告の提出した財産債務調書にはその更正の起因となる財産（不動産）の記載があったため、
10 後記ウのとおり、同不動産所得に係る過少申告加算税には、上記の過少申告加算税の軽減に関する特例措置が適用されることとなる。

ア 通常分の過少申告加算税の額 304万2000円

15 上記金額は、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、原告が平成30年分更正処分により新たに納付すべきこととなった税額3042万円（甲5〔44枚目の(2)の表中の①欄〕）に100分の10の割合を乗じて計算した金額である（甲5〔同表中の⑦欄〕）。

イ 加重分の過少申告加算税の額 96万7500円

20 上記金額は、通則法65条2項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、原告が平成30年分更正処分により新たに納付すべきこととなった税額3042万8400円（甲5〔44枚目の(2)の表中の①欄〕）のうち、平成30年分の所得税等に係る期限内申告税額に相当する金額1107万6102円（通則法65条3項2号及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、源泉徴収税額4494万0268円（甲29の3〔④欄〕、
25 乙1の3〔1枚目④欄〕から平成29年分確定申告における還付金の額に相当する税額3386万4166円（甲29の3〔④欄〕、乙1の3〔1

枚目④欄)を控除した後の金額。)と50万円とのいずれか多い方の金額である1107万6102円を超える部分に相当する税額1935万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額である(甲5〔44枚目の(2)の表中の④欄))。

5 ウ 財産債務調書に係る軽減分の過少申告加算税の額 350.0円

上記金額は、国外送金等調書法6条の3第1項の規定に基づき、平成30年分更正処分により、新たに納付すべきこととなった税額3042万8400円から更正の起因となる財産債務調書への記載の対象となる財産に係るもの以外の事実のみに基づいて更正があったとした場合における増差税額3035万2100円を控除した後の税額7万円に100分の5の金額を乗じて計算した金額である。

10 (4) 令和元年分の過少申告加算税の額 6万5500円

上記金額は、次のアとイの各金額の合計額である。

15 なお、国外送金等調書法6条の3に基づく過少申告加算税の加重又は軽減に関する特例措置は、本件各設備が取得されていない以上、本件各取組に係る過少申告加算税には適用されない一方で、不動産所得の金額の計算における青色申告控除額55万円の否認(前記1(4)ア(i)c)により増加する不動産所得に係る過少申告加算税については適用されること、原告は、その更正の起因となる財産(不動産)を記載した財産債務調書を提出しなかったため、
20 後記イのとおり、同不動産所得に係る過少申告加算税には、上記の過少申告加算税の加重に関する特例措置が適用されることとなる。

ア 通常分の過少申告加算税の額 5万3000円

上記金額は、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、原告が令和元年分更正処分により新たに納付すべきこととなった税額53万円(甲6〔21頁「裁決後の額 B」欄の①欄)に100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

イ 財産債務に係る加重分の過少申告加算税の額 1万2500円

上記金額は、国外送金等調書法6条の3第2項の規定に基づき、原告が令和元年分更正処分により新たに納付すべきこととなった税額53万0600円（甲4〔1枚目「本税の額」欄〕）から更正の基因となる財産債務調書への記載の対象となる財産に係るもの以外の事実のみに基づいて更正があったものとした場合における増差税額27万7900円を控除した後の税額25万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額である（甲6〔21頁「裁決後の額 B」⑫欄〕）。

以 上

別表1

平成28年分の所得税等の課税の経緯

(単位：円)

項目	確定申告	更正処分等	再調査請求	再調査決定	審査請求	裁 決
年 月 日	法定申告期限内	令和3年3月26日	令和3年6月25日	令和3年12月1日	令和3年12月29日	令和4年12月14日
				棄 却		棄 却
総所得金額 (②+③+④)	①	△ 82,485,991	116,926,250			
内 事業所得の金額	②	△ 199,412,241	0			
配当所得の金額	③	1,226,250	1,226,250			
給与所得の金額	④	115,700,000	115,700,000			
上場株式等に係る譲渡所得等	⑤	2,851,020	2,851,020			
上場株式等に係る配当所得等	⑥	3,322,860	3,322,860			
所得控除の額の合計額	⑦	2,590,547	2,590,547			
課税される所得金額	⑧	0	114,335,000	一 部 の 取 消 し	更 正 処 分 等 と 同 額	更 正 処 分 と 同 額
	⑨	260,000	2,851,000			
	⑩	3,322,000	3,322,000			
課税される所得金額に対する税額	⑪	0	46,654,750			
	⑫	39,000	427,650			
	⑬	498,300	498,300			
配当控除額	⑭	122,625	61,313			
差引所得税額 (⑪+⑫+⑬-⑭)	⑮	414,675	47,519,387			
復興特別所得税額 (⑮×2.1%)	⑯	8,708	997,907			
源泉徴収税額	⑰	50,280,767	50,280,767			
納付すべき税額 (⑮+⑯-⑰)	⑱	△ 49,857,384	△ 1,763,473			
翌年へ繰り越す税損失の金額	⑲	82,485,991	0			
過少申告加算税の額	㉑		4,784,000			7,188,500

- (注) 1 「総所得金額」(①欄)及び「事業所得の金額」(②欄)の「△」印は、損失の額を表す(以下、別表3及び別表4「事業所得の金額」(②欄)の各金額において同じ。)
- 2 「課税される所得金額」(⑧ないし⑩欄)の金額(ただし、「確定申告」欄の「課税される所得金額」⑧欄は、「上場株式等に係る譲渡所得等」⑤欄から「所得控除の合計額」⑦欄を控除した後の金額)は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(通則法118条1項)(以下、別表2「課税される所得金額」(⑧ないし⑩欄)の金額並びに別表3及び別表4「課税される所得金額」(⑧ないし⑩欄)の各金額において同じ。)
- 3 「納付すべき税額」(⑱欄)の「△」印は、還付金の額に相当する税額を表し、「△」印のない金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(復興財源確保法24条2項)(以下、別表2「納付すべき税額」(⑱欄)の金額、別表3「納付すべき税額」(⑱欄)の金額及び別表4「納付すべき税額」(⑱欄)の各金額において同じ。)
- 4 「再調査決定」及び「裁決」欄は、各認定額を表す(以下、別表2ないし別表4において同じ。)

別表2

平成29年分の所得税等の課税の経緯

(単位：円)

項目	確定申告	更正処分等	再調査請求	再調査決定	審査請求	裁 決
年月日	法定申告期限内	令和3年3月26日	令和3年6月25日	令和3年12月1日	令和3年12月29日	令和4年12月14日
				棄 却		棄 却
総所得金額 (②+③+④+⑤)	① 71,508,709	107,026,250				107,145,150
内 事業所得の金額	② 46,849,550	0				0
内 配当所得の金額	③ 1,226,250	1,226,250				1,226,250
内 給与所得の金額	④ 105,800,000	105,800,000				105,800,000
内 雑所得の金額	⑤ 118,900	0				118,900
分離長期譲渡所得の金額	⑥ 0	0				0
上場株式等に係る譲渡所得等	⑦ 1,527,748	1,527,748				1,527,748
所得控除の額の合計額	⑧ 2,527,611	2,527,611				2,527,611
課税される所得金額	① 対応分 (① - ⑧) ⑨ 68,981,000	104,498,000	一 部 の 取 消 し	更 正 処 分 等 と 同 額	一 部 の 取 消 し	104,617,000
	② 対応分 ⑩ 0	0				0
	③ 対応分 ⑪ 1,527,000	1,527,000				1,527,000
課税される所得金額に対する税額	④ 対応分 ⑫ 26,245,450	42,228,100				42,281,650
	⑤ 対応分 ⑬ 0	0				0
	⑥ 対応分 ⑭ 229,050	229,050				229,050
配当控除額	⑮ 61,312	61,312				61,312
差引所得税額 (⑫ + ⑬ + ⑭ - ⑮)	⑯ 26,413,188	42,395,838				42,449,388
復興特別所得税額 (⑯ × 2.1%)	⑰ 554,676	890,312				891,437
源泉徴収税額	⑱ 46,884,254	46,884,254				46,884,254
納付すべき税額 (⑱ + ⑰ - ⑯)	⑲ △ 19,916,390	△ 3,598,104				△ 3,543,429
過少申告加算税の額		815,500				1,631,000

(注) 「確定申告」欄の「総所得金額」(①欄)は、「事業所得の金額」(②欄)ないし「雑所得の金額」(⑤欄)をそれぞれ合計した金額から、別表1「確定申告」欄の「翌年へ繰り越す純損失の金額」(⑱欄)の金額を控除した後の金額である。

別表3

平成30年分の所得税等の課税の経緯

(単位：円)

項 目		確定申告	更正処分等	再調査請求	再調査決定	審査請求	裁 決
年 月 日		法定申告期限内	令和3年3月26日	令和3年6月25日	令和3年12月1日	令和3年12月29日	令和4年12月14日
					一部取消し		棄 却
総所得金額 (②+③+④+⑤+⑥)	①	35,930,120	103,267,450		102,884,017		
内 取	事業所得の金額	②	△ 66,799,530	0	0		
	不動産所得の金額	③	691,200	1,241,200	857,767		
	配当所得の金額	④	1,226,250	1,226,250	1,226,250		
	給与所得の金額	⑤	100,800,000	100,800,000	100,800,000		
	雑所得の金額	⑥	12,200	0	0		
	上場株式等に係る譲渡所得等	⑦	2,045,550	2,045,550	2,045,550		
上場株式等に係る配当所得等	⑧	83,329	83,329	83,329			
所得控除の額の合計額	⑨	2,463,145	2,463,145	2,463,145			
課税される 所得金額	① 対 応 分 (① - ⑨)	⑩	33,466,000	100,804,000	100,420,000		
	⑦ 対 応 分	⑪	2,045,000	2,045,000	2,045,000		
	⑧ 対 応 分	⑫	83,000	83,000	83,000		
課税される 所得金額に 対する税額	⑩ 対 応 分	⑬	10,590,400	40,565,800	40,393,000		
	⑪ 対 応 分	⑭	306,750	306,750	306,750		
	⑫ 対 応 分	⑮	12,450	12,450	12,450		
配当控除額	⑯	61,312	61,312	61,312			
差引所得税額 (⑬ + ⑭ + ⑮ - ⑯)	⑰	10,848,288	40,823,688	40,650,888			
復興特別所得税額 (⑰ × 2.1%)	⑱	227,814	857,297	853,668			
源泉徴収税額	⑲	44,940,268	44,940,268	44,940,268			
納付すべき税額 (⑰ + ⑱ - ⑲)	⑳	△ 33,864,166	△ 3,259,283	△ 3,435,712			
過少申告加算税の額	㉑		2,506,000	2,488,500		4,006,000	

別表4

令和元年分の所得税等の課税の経緯

(単位:円)

項 目	確定申告	更正処分等	再調査請求	再調査決定	審査請求	裁 決
年 月 日	法定申告期限内	令和3年3月26日	令和3年6月25日	令和3年12月1日	令和3年12月29日	令和4年12月14日
総所得金額 (②+③+④+⑤+⑥)	① 94,539,613	95,694,846		棄 却		一部取消し
内 訳						
事業所得の金額	② △ 642,333	0				
不動産所得の金額	③ 118,596	668,596				
配当所得の金額	④ 1,226,250	1,226,250				
給与所得の金額	⑤ 93,800,000	93,800,000				
雑所得の金額	⑥ 37,100	0				
上場株式等に係る譲渡所得等	⑦ 1,260,418	1,260,418				
上場株式等に係る配当所得等	⑧ 130,764	130,764				
所得控除の額の合計額	⑨ 7,143,208	7,143,208				
課税される所得金額	⑩ 対応分 (① - ⑨)	87,396,000	88,551,000	一 部 の 取 消 し	更 正 処 分 等 と 同 額	更 正 処 分 と 同 額
	⑪ 対応分	1,260,000	1,260,000			
	⑫ 対応分	130,000	130,000			
課税される所得金額に対する税額	⑬ 対応分	34,532,200	35,051,950			
	⑭ 対応分	189,000	189,000			
	⑮ 対応分	19,500	19,500			
配当控除額	⑯ 61,312	61,312				
差引所得税額 (⑩ + ⑪ + ⑫ - ⑬)	⑰ 34,679,388	35,199,138				
復興特別所得税額 (⑰ × 2.1%)	⑱ 728,267	739,181				
外国税額控除	⑲ 1,826	1,826				
源泉徴収税額	⑳ 42,395,828	42,395,828				
納付すべき税額 (⑰ + ⑱ - ⑲ - ㉑)	㉒ △ 6,989,999	△ 6,459,335				
過少申告加算税の額	㉓	79,500				65,500

別紙 2、3 省略